

池村 恵一 提出

博士学位申請論文審査報告書

論文題目

貸借対照表の貸方区分をめぐる

資本利益計算に関する研究

池村 恵一 提出
博士学位申請論文審査報告書

『貸借対照表の貸方区分をめぐる資本利益計算に関する研究』

I 本論文の主旨と構成

1. 本論文の主旨

本論文は、企業会計における資本利益計算について、主に資本を積極的に定義する観点から検討を加えた論文である。本論文では、企業会計において検討されてきた資本と利益の計算構造を前提に、貸借対照表の貸方区分モデルを抽出し、企業会計固有の内在的要因と会社法などの外部的要因に基づいて、貸方区分モデルの選択問題を検討している。

本論文の問題意識は、現在における国際会計基準審議会（IASB）の概念フレームワークおよび米国財務会計基準審議会（FASB）の概念フレームワークにおいて、資本は、資産から負債を差し引いた差額概念として定義されていることによって、本来の資本利益計算がその役割を十分に果たしていないのではないかとということにある。この問題に対して、本研究は、資本の概念をむしろ積極的に定義することによって得られる資本利益計算の仕組みを5つの貸方区分モデル（財務資本モデル、参加資本モデル、積極参加資本モデル、所有資本モデルおよび残余資本モデル）として類型化している。

貸方区分モデルの抽出に当たっては、まず、資本と利益の固定的な関係を識別している。すなわち、①二時点間の資本（ストック）の差分が利益（フロー）であり、かつ、②利益（フロー）は累積的に資本（ストック）を構成していくという関係であり、資本は、企業活動の源泉であるとともに、利益の概念を形成するための基礎ないし尺度であるとみることができ、利益はまた、資本の運用の結果であるとともに、累積的に資本そのものを構成していくものとみることができるとする。貸方区分モデルの抽出に当たっては、伝統的に資本会計とよばれる領域における先行研究の成果をベースにしている。それらには、資本維持論、物価変動会計論、会計主体論、概念フレームワーク（とくに財務諸表の構成要素に関する部分）などの研究および基準設定の成果が含まれる。本論文は、これらの伝統的な資本会計の延長線上に位置づけられる研究成果である。

本論文では、情報利用者による企業価値の推定に役立つ情報提供という企業会計固有の内在的要因（要請）と会社法に代表される利害調整という外在的要因にもとづいて、抽出した貸方区分モデルの選択に関する議論を展開している。その結果、内在的要因からは、財務資本モデルと参加資本モデルを併存させる混合モデルが識別されるとする。また、会社法という外在的要因からは、株主と債権者を明確に区別する所有資本モデルとリスクバッファを表示する積極参加資本モデルの優位性が指摘されている。

本論文では、貸方区分モデルの選択による資本利益計算が有する限界も指摘し、資本と利益によって構築される財務諸表本体による情報開示の枠組みを超えて、その限界を補完するための追加的な情報開示の仕組みについても提言している。一つは、利益がどのような発行金融商品保有者に帰属するかを示す帰属利益計算書であり、もう一つは、会社法上の分配可能額をディスクロージャー制度の下で開示する分配可能額計算書である。

2. 本論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

序章 研究の枠組み

第1節 問題意識、研究の目的、および研究の展開方法

第2節 研究の構成と概要

第I部 企業会計の資本

第1章 資本と利益の計算構造をめぐる基礎理論

第1節 はじめに

第2節 資本維持論

第3節 資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せのもとで構想される利益の計算

第4節 利益帰属者の特定と貸方における発行金融商品の分類によって構想される利益の計算

第5節 利益の計算構造を成立させる3つの要素

第6節 多様な計算構造の可能性

第7節 おわりに

第2章 企業観と資本

第1節 はじめに

第2節 会計主体論の学説展開

第3節 現代の企業会計における会計主体論の意義

第4節 概念フレームワーク構想の成立にみる会計主体論の現代的意義

第5節 おわりに

第3章 概念フレームワークにおける資本

第1節 はじめに

第2節 FASB 討議資料（1976）における利益観と資本

第3節 貸方における発行金融商品の分類の問題をめぐる FASB の対応

第4節 ASBJ 討議資料（2006a）における資本

第5節 利益観と貸方要素の定め方

第6節 おわりに—概念フレームワークにおける資本の概念形成

補論 2つの利益計算の基礎（純資産と株主資本）にもとづく損益フロー計算書の表示

第II部 会社法の資本と企業会計

第4章 会社法の資本制度と分配規制

第1節 はじめに

第2節 会社法における株主の有限責任制と利害調整

第3節 会社法の資本制度

第4節 会社法の分配規制

第5節 おわりに

第5章 株主資本をめぐる企業会計と会社法の調整

第1節 はじめに

第2節 企業会計における払込資本と留保利益の区別

第3節 現行の企業会計制度における株主資本

第4節 企業会計と会社法の調整—現行の企業会計制度に対する解釈

第5節 おわりに

第Ⅲ部 貸借対照表の貸方区分モデル

第6章 貸方区分モデルの抽出

第1節 はじめに

第2節 貸方区分モデルを抽出する前提

第3節 資金提供者のグルーピングにもとづく資本の概念

第4節 貸方区分モデルの類型整理

第5節 貸方区分モデルの限界

第6節 おわりに

第7章 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

第2節 会計処理を検討するための予備的考察

第3節 貸方区分モデルにおける株式オプションの会計処理

第4節 株式オプションに関するペイオフの取扱い

第5節 株式オプションのペイオフと株主持分希薄化の会計問題

第6節 おわりに

補論 株式オプションの失効に関する会計処理

第8章 現行の企業会計における貸方区分の考え方と株式オプションの会計処理

第1節 はじめに

第2節 現行の企業会計における貸方区分の概観

第3節 現行の貸方区分における利益帰属者の範囲と利益計算の仕組み

第4節 現行の会計基準における株式オプションの会計処理

第5節 おわりに

補論 貸借対照表の貸方区分や株式オプションの会計処理についての動向

第9章 貸方区分モデルの選択

第1節 はじめに

第2節 貸方区分モデルを選択する要因

第3節 内在的な要因からの貸方区分モデルの選択

第4節	外在的な要因としての会社法の要請を満たす貸方区分モデル
第5節	おわりに
第10章	資本と利益に関する追加的な情報の提供
第1節	はじめに
第2節	資本と利益に関する追加的な情報の必要性
第3節	資本と利益を補足する発行金融商品に関する追加的な情報
第4節	発行金融商品の価値推定に資する資本と利益の追加的な情報の提供
第5節	貸方区分モデルのもとでの分配可能額の算定に関する情報の提供
第6節	おわりに
終章	研究の総括と展望
第1節	研究の総括
第2節	本研究の目的に照らした結論の整理とインプリケーション
第3節	研究の展望—今後の課題

引用・参考文献

II 本論文の概要

本論文の概要は、以下のとおりである。

序章では、本研究の枠組み、すなわち、研究の問題意識、目的、展開方法などが述べられている。

まず、企業会計における資本と利益は、その一方の概念的な成立に他方の概念的な成立が欠かせない関係にあり、とくに、その概念的な構造においては、一方が定められれば他方が定められるというような固定的な関係を有しているとする。このような固定的な関係は、①二時点間の資本（ストック）の差分が利益（フロー）であり、かつ、②利益（フロー）は累積的に資本（ストック）を構成していくという関係であり、資本は、企業活動の源泉であるとともに、利益の概念を形成するための基礎ないし尺度であるとみることができ、利益はまた、資本の運用の結果であるとともに、累積的に資本そのものを構成していくものとみることができるとする。

本論文における問題意識は、国際的な概念フレームワークにおける議論のように、資本が差額概念として定められると、資本を構成する請求権の範囲が不明確となり、ひいては、資本のもとで計算される利益についても、どのような資金提供者に帰属するものなのかが不明確になる、というところにある。そこで、本論文は、資本の概念を（負債の概念によらずに）積極的に定める議論、およびそのようにして定めた資本にもとづいて利益計算の仕組みを構想する議論を展開している。

本論文における研究の目的としては、以下の3つが示されている。

第1の目的：利益計算の仕組みに関する基本類型としての貸方区分モデルを複数抽出する。

第2の目的：企業会計における内在的な要因と会社法という外在的な要因から貸方区分モデルの選択に関する議論を展開する。

第3の目的：財務諸表という枠組みを超えて、資本と利益に関する追加的な情報の提供を行うような報告様式を検討する。

本論文における第1の目的は、資本の概念を積極的に定める考え方のもとで、貸方区分モデルを複数抽出することである。ここで、貸方区分モデルとは、積極的に定められた資本と、差額概念としての負債から構成されるような利益計算の仕組みを指す。

ついで、本論文における第2の目的は、抽出した貸方区分モデルのうち、どのような要因にもとづいて、どのような貸方区分モデルを選択することができるのか、ということを検討することである。貸方区分モデルを選択する要因としては、企業会計における内在的な要因と外在的な要因をあげることができ、このような要因に基づいて、貸方区分モデルの選択について検討している。

本論文における第3の目的は、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討することである。この目的は、財務諸表本体という枠組みをつうじた情報提供だけでは不十分であるという問題意識にもとづいている。

第1章から第3章までで構成される第I部では、企業会計上の資本の概念について検討している。

第1章では、利益の計算構造に関する一般論として、資本の測定尺度（貨幣や物財）にもとづいて利益の計算を構想する資本維持論（森田 1979）、資本の測定尺度と資産の測定属性の組合せにもとづいて利益の計算を構想する議論（加古 1981）、さらには、ある一定の範囲の資金提供者から構成される利益帰属者という立場を想定することを基礎に、貸方における発行金融商品の分類にもとづいて利益の計算を構想する議論を概観した。これらの議論を概観することにより、資本の測定尺度、資産の測定属性、および利益帰属者の範囲にもとづいて成立する利益の計算構造を確認している。

第2章では、Paton and Stevenson (1918) および Paton (1922)、Seidman (1956)、Li (1960)、Husband (1954)、ならびに Staubus (1961) において示される会計主体論を、企業観、利益計算を行う観ないし立場としての利益帰属者、さらには利益計算の基礎（資本）といった諸側面から概観している。ここでは、これら先行研究において示される議論をふまえて、現代の企業会計において捉えられる会計主体論の意義を指摘している。

第3章では、概念フレームワークにおける利益観のもとで、資本が差額概念として定義されることの問題点を検討している。具体的には、FASB 討議資料 (1976)、FASB 討議資料 (1990)、および SFAS 150 (2003) などを取り上げて、資本が差額概念として定義された背景や、差額概念としての資本に向けられてきた批判を検討している。また、日本の概念フレームワークに相当する ASBJ 討議資料 (2006) を概観して、資本の概念を積極的に定めることの意義を検討している。最後に、概念フレームワークにおける資本は、他の概念に従属して消極的に定められるのではなく、他の概念から独立して、それに含まれる資金提供者の持分（権益）ないし請求権が識別されたうえで積極的に定められることが望ましいということを指摘している。

第4章および第5章によって構成される第II部では、会社法の資本と企業会計について検討が加えられてい

る。

まず、第4章では、日本の会社法における株主の有限責任制、その有限責任制に起因して生じうる利害対立を調整する手段としての資本制度、さらにはその資本制度に基礎を置く分配規制について検討を加えている。会社法においては、資本原則を具現する諸規定が放棄または緩和されていることや、資本金および準備金（以下、「資本」）を法定の手続きのもとで減少させることができるということから、資本制度または「資本」にもとづく分配規制の意義が低められているという点が懸念されると指摘している。しかしながら、それらの規制動向は、企業における財務政策の柔軟性を確保しようとするものであると捉えることができ、このことが債権者の債権回収に直接的に不利益を及ぼすとは考えにくいということも指摘している。これらの諸点をふまえて、会社法における分配規制の意義として、会社の自治機関が「資本」の水準をある程度自由に決定することができるということを前提にして、分配の上限（分配可能額）と財源（剰余金）を定めているということを指摘している。

第5章では、日本の現行の企業会計制度における株主資本の表示と株主資本の変動に関する会計処理について、企業会計における原則的な考え方としての「払込資本と留保利益の区別」にもとづき、企業会計（会計基準）と会社法が株主資本をめぐる考え方についてどのような程度で調整されているかを検討している。検討の結果、日本の企業会計制度における株主資本の表示とその変動に関する会計処理においては、会社法における債権者保護の目的を要因として、「払込資本と留保利益の区別」からの逸脱が一部でみられたものの、「払込資本と留保利益の区別」の考え方はおおむね遵守されており、依然として、株主資本の計算・表示に関する諸規定を支える基礎として受け入れられている、ということも指摘している。また、現行の企業会計制度においては、企業会計と会社法が、株主資本をめぐる見解について、ともに「払込資本と留保利益の区別」の考え方に依拠しながら、高度な水準で調整されているということも指摘している。

第6章から第10章によって構成される第Ⅲ部では、貸借対照表の貸方区分モデルについて、包括的な検討が加えられている。

第6章では、第Ⅰ部における検討内容をふまえて貸方区分モデルを複数抽出している。具体的には、資本の概念を独立して積極的に定める考え方にもとづき、5つの基本的な発行金融商品（普通株式、優先株式、自社株式を対象としたコールオプション、自社株式を対象としたプットオプション、および社債）の保有者（資金提供者）をグルーピングすることで、5つの資本の概念を抽出している。ついで、それら資本の概念にもとづいて成立させることができる利益計算の仕組みを貸方区分モデルとして定義している。

第7章では、第6章で検討した貸方区分モデル、とくに所有資本モデル、積極参加資本モデル、および参加資本モデルにもとづいて、自社株式で決済される株式オプションに関する会計処理を検討している。また、当該株式オプションのペイオフ（株式オプションの発行に際して当初支払われたプレミアムとオプションの時価との差額）に関する会計処理についても検討している。

第8章では、現行の企業会計における貸方区分の考え方、すなわちASBJ討議資料（2006）および日本会計基準における貸方区分（ASBJにおける貸方区分）、FASB概念フレームワークおよび米国会計基準における貸方区分（FASBにおける貸方区分）、ならびにIASB概念フレームワークおよび国際会計基準における貸方区分（IASBにおける貸方区分）を概観して、それら3つの貸方区分の考え方を検討している。また、日本会

計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められている株式オプションに関する会計処理を検討している。とくに日本会計基準、米国会計基準、および国際会計基準のもとで定められる、現物決済される株式オプションに関する会計処理に着目し、その貸方区分における取扱いとともに、それが決済されるにあたってどのような測定属性が用いられているかを検討している。

第9章では、主たる情報利用者による情報ニーズ、とくに価値推定のニーズを満足させるという内在的な要因にもとづいて、企業会計における貸方区分モデルの選択に関する議論を行っている。また、会社法を企業会計の資本に影響を及ぼす外的な要因として捉えたうえで、会社法の要請を満たすような貸方区分モデルの選択に関する議論を行っている。

第10章では、財務諸表という枠組みを超えて行われる資本と利益に関する追加的な情報の提供について検討した。具体的には、国際会計基準をベースにした場合と、日本会計基準をベースにした場合に分けて、それぞれで、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書について検討している。また、貸方区分モデルを前提にした複数組の資本と利益を提示する帰属利益計算書についても検討している。さらに、第10章では、企業会計が財務諸表において独自の考え方を採用する場合を想定して、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書についても検討を加えている。

最後に、終章では、第I部から第III部の内容を総括し、本研究の結論とインプリケーションを示している。

本論文における検討の結果、第1の目的のもと、第I部での検討内容をふまえ、資本の概念を積極的に定めて、負債を非資本項目から構成させるような5つの貸方区分モデル（財務資本モデル、参加資本モデル、積極参加資本モデル、所有資本モデルおよび残余資本モデル）を抽出したとする。

貸方区分モデルの類型化によって、まず、どのような利益帰属者を想定して利益計算の仕組みを構想するかという課題に対して基本的な選択肢を示している。また、貸方区分モデルは、どの資金提供者の利益を計算するかという方向性を大きく定めるものであり、さまざまな発行金融商品の会計処理を検討する際の基礎的な枠組みを提示するものでもある。さらに、貸方区分モデルは、利益計算の仕組みに関する基本類型であるから、現行の企業会計において採用される貸方区分の考え方や利益帰属者の考え方について、それらの特徴を明らかにする分析軸として利用することができるとする。

本論文では、第2の目的のもとで、貸方区分モデルの選択に関する議論を展開している。企業会計の設計においては、概念フレームワークにみるように、主たる情報利用者を想定して、彼らの情報利用目的を満足させるような情報を提供することに主眼が置かれている。貸方区分モデルの選択を検討するにあたり、まず各々の貸方区分モデルで想定されている利益帰属者（特定の範囲の投資家）を主たる情報利用者とみなして貸方区分モデルの選択に関する議論を展開している。しかしながら、主たる情報利用者については、ある特定の範囲の投資家に限定して想定するよりも、現代の証券市場のもと投資家は多様な契約条項により複合的なポジションをとりうるということから（したがって個々の投資家の立場を明確に区別することは困難であることから）、債権者から株主までの広範な投資家一般を主たる情報利用者として想定する方が現実的に妥当であるとする。そのうえで、彼らの価値推定のニーズを満足させるという情報利用目的を想定している。このとき、投資家一般の立場からは、まず事業の価値に相当する財務資本価値に着目することが通常であり、企業が有する事業の価値である財務資本価値を推定させるような情報の提供が考えられるとする。つまり、投資家一般の立場から

は、財務資本モデルが選択されるとする。

次に、投資家一般が有する情報のニーズとしては、企業の事業の価値から、企業が発行する個々の金融商品に帰属する価値に関心が向けられると想定されるとする。ここでは、株式と株式オプションの結合価値を広い意味での株式の価値（参加資本価値）とみなして、財務資本価値を参加資本と非参加資本に帰属する価値に分割するような情報が有益であると考えられるとする。このような構想のもとでは、貸借対照表と損益計算書において、財務資本にもとづいて利益を計算する仕組みと、参加資本にもとづいて利益を計算する仕組みの両方を採用するような混合モデルが選択されると考えられる。

また、本論文における第2の目的のもとでは、会社法という外在的な要因から貸方区分モデルを選択する議論を行っている。まず、債権者保護という利害調整の観点から、株主と債権者の識別という会社法の一般要請を満たす貸方区分モデルとして、資本の概念を株主の持分に限定して捉える所有資本モデルをあげることができるとする。また、開示規制の側面から、リスクバッファーを適切に表示するという要請に対しては、資本の概念に株主の持分のみならずコールオプション保有者の持分を含めるような積極参加資本モデルが考えられるとする。

本論文における第3の目的のもとでは、主たる情報利用者による価値推定のニーズをよりよく満たすという観点から、資本と利益に関する追加的な情報を提供するような報告様式を検討している。ここでの検討は、貸方区分モデルの選択に関する論点やどの利益帰属者の範囲から資本と利益の計算構造を考えるかという論点を超えて、情報利用者のニーズをより満たそうとする試みである。すなわち、財務諸表本体における資本利益計算という制約を取り除いた場合に、情報利用者にどのような情報を追加的に提供することができるかについて検討したものであるとする。

具体的に、資本と利益に関する追加的な情報としては、財務諸表で表示される利益を中心に、各資金提供者グループに帰属する利益を段階的に提示する帰属利益計算書を検討している。帰属利益計算書については、国際会計基準ベースのものと日本会計基準ベースのものに加え、第2の目的のもとで検討した財務資本と参加資本の混合モデルのもとで想定される帰属利益計算書についても検討を加えている。

また、第3の目的のもとでは、分配可能額の算定に関する情報を提供する分配可能額計算書を検討している。日本の企業会計制度においては、従来から資本金および準備金とともに剰余金の金額が分配可能額の算定に関する情報として提供されてきたという経緯をふまえると、財務諸表本体でそれらの項目を表示できないということであれば、分配可能額の算定に関する情報を分配可能額計算書などの報告様式を用いて提供するということが考えられるとする。

終章では、次のように、今後の検討課題も示している。

第一に、本論文で検討した貸方区分モデルにおいては、負債の概念が非資本項目として消極的に定められることを想定しているが、この場合、負債には、株式決済される株式オプションなど、資産の犠牲が伴わない項目が含まれる可能性がある。本論文では、利益帰属者の範囲にもとづく貸方区分モデルの観点から、株式決済が予定される負債を、現金決済が予定される負債と同様に取り扱うという考え方を採用しているが、株式決済される株式オプションが負債項目として扱われる場合、自社株式には負債を決済する能力が認められることになる。これは、企業会計において、決済手段としての自社株式の資産性をどのように取り扱うかという課題を示唆している。

第二に、本論文においては、貸借対照表の貸方区分の問題に含まれる非支配株主持分の取扱いを議論の対象に含めていない。この問題は、株主を利益帰属者とみなす見方を前提に、親会社株主の視点（親会社説）と株主全体の視点（経済的単一体説）のいずれを重視するかという問題を根幹としてみるとみることができる。情報提供機能を重視した議論を展開させるのであれば、連結財務諸表を前提にして非支配株主持分に関する会計問題を扱う必要がある。

第三に、本論文においては、貸方区分モデルを前提に、とくに単純な契約内容を想定した株式オプションに関する会計処理を検討しているが、この他、転換社債や償還優先株式などのようないくつかの条件が合成された複合的な発行金融商品に関する会計処理も貸方区分モデルのもとで検討する必要がある。複合的な発行金融商品の会計処理を検討する場合には、単一の発行金融商品と異なり、当該発行金融商品が分離可能か否かという点を含めて検討する必要がある。

第四に、本論文における貸方区分モデルの議論では、財務諸表本体における資本利益計算について、発行金融商品の種類別計上を前提に検討してきた。このような検討からは、会社法の概念のもとで要請される資本金および準備金の表示を、ディスクロージャー制度のもと財務諸表本体以外のその他の手段をつうじて行うこととし、財務諸表においては企業会計の本来の役割である源泉別の考え方にもとづいた発行金融商品の種類別表示を行うということが考えられる。企業会計制度における企業会計と会社法の役割のすみ分けについては、ベネフィットを勘案して検討していく必要がある。

III 審査要旨

本論文の審査結果は、大要以下のとおりである。

1. 本論文の長所

- (1) 本論文は、財務会計論における中心的な概念である資本と利益について、資本を積極的に定義する視点から検討を加えている。概念フレームワークの議論では、資本の概念は、資産から負債を差し引いた概念とされ、負債の定義の制約を受けてきた。本論文がこのような制約をいったん度外視して資本と利益の関係を検討し、主として5つの貸方区分モデルを抽出して多様な資本利益計算に関する議論を整理している点に、本論文のベースとなる貢献が認められる。その過程において、とくに会計主体論、資本維持論、物価変動会計論といった、資本概念を中心に展開された伝統的な研究成果を再検討し、今日的な議論とつなげることによって、資本金の発展に道筋を示していると評価できる。
- (2) 企業が発行する金融商品は、多様かつ複雑であり、これらを一定の観点から整理して貸方区分モデルに分類整理することは、容易な作業ではない。本論文では、普通株式・優先株式の他、社債、コールオプションおよびプットオプションを主たる題材として、これらの発行金融商品が有する特徴を見極め、財務資本モデル、参加資本モデル、積極参加資本モデル、所有資本モデルおよび残余資本モデルという、5つの貸方区分モデルに整理している。資本金の問題を整理して考えるうえで、このような類型化は有益なツールとなると評価できる。とくにプットオプションに関する議論は、企業が生み出した価値をどのように資本利益計算に反映させていくかという会計学における基本問題を考える材料を提供していると考えら

れる。

- (3) 貸方区分モデルのうち、制度的にどれを選択するかも極めて重要な会計学上の課題となる。伝統的には、負債と資本の区分の問題として議論されてきた論点であるが、本論文では、貸方区分モデルの選択の問題として位置づけられている。企業会計が多様な社会的要請に対して役立ってきたという事実を踏まえ、本論文では、企業会計における内在的要因としての（利用者による企業価値の推定などに代表される）情報提供機能の観点と会社法などの外在的要因としての利害調整機能の観点に分けて、それぞれの要因ないし観点から、いずれの貸方区分モデルが選択されるかを検討している。その結果、財務資本と参加資本にもとづく混合モデルを提唱している。複雑に絡み合った問題に対して、視点を整理することによって負債と資本の区分の問題をめぐる様々な主張の根拠と当該区分が財務諸表に及ぼす影響を相対化して理解する一助となろう。
- (4) 本論文では、基本的には、資本と利益の測定と開示という企業会計の最も重要な枠組みを前提として議論を展開しているが、その枠組みだけでは限界があることを踏まえ、追加的な情報開示のあり方についても帰属利益計算書および分配可能額計算書の作成開示といった具体的な提言をしている。今後の注記開示などの問題を検討するに際して、財務諸表本体とその他の開示手段による開示とを区別する考え方を示したものと理解することもでき、会社法と金融商品取引法における一体的開示が進められている企業会計制度の現状に対する重要な提言を行っているものと認められる。

2. 本論文の短所

- (1) 本論文の課題は、まず、貸方区分モデルの類型化という作業に際して、多くの発行金融商品を想定には入れているものの、必ずしもそれで充分であるかどうかは不明である。より少数のモデルに集約していくという作業がより簡素で頑健な理論の構築に貢献していればよいが、本文における膨大な注において補足されている部分もあるものの、重要なインプリケーションを捨象してしまっている危険性がまったくないとはいえないであろう。逆に、わが国において存在しない実務をも検討の材料に加えている面もあり、それがわが国の企業会計制度にインプリケーションをもたらすかは疑問である。
- (2) 本論文において採用されている資本を積極的に定義する観点によって、資本利益計算に新たなインプリケーションが与えられることが期待され、本論文においても貸方区分モデルの抽出に代表されるような一定の成果を得ることができた。しかし、このような観点によっても、財務資本などの極めて広範な資本概念を許容し、様々な帰属者に帰属するであろう持分の増減項目が利益に含まれる結果となり、出発点で抱いていた問題点を解決することになったかは明確ではない。
- (3) 本論文において、企業会計における内在的な要因として利用者による価値推定のニーズを識別している。会計情報の有用性が、究極的には、利用者による企業価値の推定に役立つものでなければならないという点については、一般的な理解があると思われるが、具体的な企業価値の推定のアプローチについては、理論的にも実務的にも様々なものがあり、容易に特定しうるものではない。本論文では、そうした多様性について一定の検討は行われているものの、会計情報の利用プロセスの単純化が図られている。一定の結論を得るためには必要な作業ではあったと考えられるものの、そうした単純化が現実に対する説明力を低下させているのではないかという懸念がある。

(4) 貸方区分モデルの選択は、会計基準または会計制度のレベルで行われる選択であるから、一種の社会的選択の問題である。そのような選択に当たっては、かつては外生的に与えられる目的や理念に照らして、論理的な帰結を求める研究が少なくなかった。本論文では、内在的な要因と外在的な要因を識別して、このような選択問題に決着を与えようとはしているが、十分に説得力がある結論が得られたとはいえない。このような選択の問題は、社会科学においては宿命的な問題であるが、現代の会計学においては、より洗練された研究手法も開発されてきており、不断の見直しが必要な問題である。この点は、本論文にとって短所とみることができるが、提出者にとっては将来における研究機会となろう。

3. 結論

以上の所見から、本論文は、貸借対照表の貸方区分をめぐる資本利益計算について、発行金融商品の特徴を踏まえて類型化した貸方区分モデルの観点から整理し、その社会的な選択を試みた研究成果として顕著な学術的貢献が認められる。上記に指摘した短所は、本論文の限界を率直に述べたものではあるが、今後の研究の発展を期待させるものでもあり、その長所に比べれば些細なものである。

提出者の池村恵一氏は、早稲田大学大学院商学研究科の修士課程を修了し、2007年3月に博士後期課程における研究指導を満了している。職歴としては、早稲田大学商学部助手、広島経済大学経済学部専任講師・准教授、流通経済大学経済学部准教授を経て、現在、同大学に教授として奉職している。同氏は、会計学とくに財務会計に関する研究および教育に真摯に取り組んでおり、すでに研究職・教職としてのキャリアも13年に及び、学界においても注目されている中堅の研究者である。本論文は、同氏のこれまでの資本会計に関する研究成果の集大成であり、財務会計の実務と研究に大きな示唆を与えることが期待される。

以上の審査結果にもとづき、本論文が早稲田大学大学院商学研究科における博士学位論文として相当であり、本論文提出者である池村恵一氏には、「博士（商学）早稲田大学」の学位を受けるに十分な資格があると認められる。

2020年6月9日

審査員

(主査)	早稲田大学教授		川村 義則
	早稲田大学教授	博士（商学）早稲田大学	奥村 雅史
	早稲田大学教授		中村 信男
	早稲田大学教授	博士（商学）早稲田大学	山内 暁